明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令（**経済産業**四七）　一

○一般高圧ガス保安規則及びコンビナート等保安規則の一部を改正する省令（**同**四八）　九

〔告　示〕

○製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する件（**経済産業**一八五）　一〇

○道路に関する件（**九州地方整備局**一三四、一三五）　一二

○道路に関する件（**沖縄総合事務局**二六～三〇）　一三

○自動車専用道路を指定する件（**同**三一）

○危険物を積載する車両の水底トンネルの通行の禁止又は制限する件（**同**三二）

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係

特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、独立行政法人教員研修センター平成二十二事業年度財務諸表関係

地方公共団体
公債抽せん（東京都区）、行旅死亡人関係

会社その他
会社決算公告　一五　三六　四五　四七

省令

○経済産業省令第四十七号

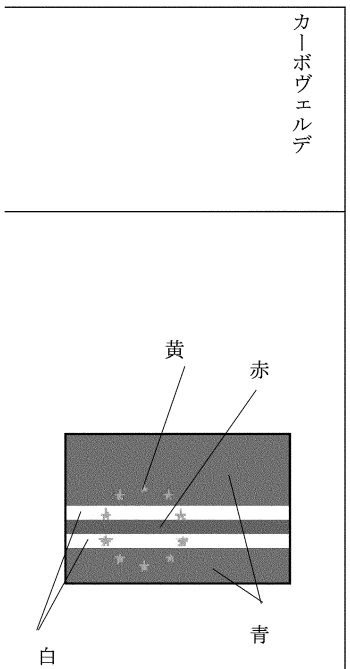
不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十六条第一項及び第三項並びに第十七条の規定に基づき、不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月二十六日　経済産業大臣　海江田万里

不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令

不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令（平成六年通商産業省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中カナダの項の次に次のように加える。



別表第一中マラウイの項を次のように改める。

